

第四部 参考情報

1 階梯別・用途別回線設定の状況

(1) 端末系伝送路の状況 (2018年3月31日現在)

(単位：千回線)

	回線数
端末系伝送路	15,210

(2) その他の階梯等の状況

2017年4月1日

(単位：千回線)

回線識別		回線数
中継系伝送路	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	3,466
	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	356
	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	250
	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路 又は相互接続点伝送路	51

(注) 回線数は64キロビットを1回線として換算している。

2017年10月1日

(単位：千回線)

回線識別		回線数
中継系伝送路	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)	3,414
	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路 (主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの)	241
	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	238
	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路 又は相互接続点伝送路	47

(注) 回線数は64キロビットを1回線として換算している。

2 接続会計整理手順書の紹介及び入手方法

(1) 接続会計整理手順書

当社では、接続会計財務諸表の作成に関するより詳細な情報を提供するため、①会計単位、活動区分、設備区分等の解説、②資産、費用及び収益の設備区分等への詳細な帰属方法、③試験研究におけるインフラ系研究（応用・基礎）、ユーザー系研究（応用・基礎）、及び純粹基礎研究の明確な判別基準等について記載した「接続会計整理手順書」を作成し、一般に頒布している。

(2) 入手方法

接続会計報告書の公開ホームページ（URL <http://www.ntt-east.co.jp/info-st>）より入手できます。

3 接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額

該当なし。

4 特に重要な費用帰属基準の説明

特に重要な帰属基準については、接続会計財務諸表様式第4（注）に記載されている帰属基準に基づき、以下に適用の状況を記載する。

(1) 占有面積比

活動支援の建物、試験研究（通信用建物）の帰属基準として使用。

(2) 稼働人員数比

活動支援の建物（設備収容関連以外）、器具備品、全般管理（共通）の研修及び医療の帰属基準として使用。

(3) 該当する設備区分比

活動支援の通信設備使用料の帰属基準として使用。

(4) 正味固定資産額比

活動支援の租税公課の帰属基準として使用。

(5) 仕様電力値比

支援設備の電力設備、試験研究（通信用電力）の帰属基準として使用。

(6) 故障件数比

支援設備の試験受付の帰属基準として使用。

(7) 監視対応件数比

支援設備の総合監視の帰属基準として使用。

- (8) 当年度取得固定資産価額比
試験研究のインフラ系応用技術、インフラ系基礎技術及び全般管理（共通）の資材の帰属基準として使用。
- (9) 支出額比
全般管理（共通）の総務、厚生及び人事などの帰属基準として使用。
- (10) 取得固定資産価額比
全般管理（管理）の相互接続などの帰属基準として使用。

5 会計単位の定義

接続会計における会計単位については、接続会計規則第5条に基づき「第一種指定設備管理部門」と「第一種指定設備利用部門」を設定している。また、それぞれの会計単位へ資産及び費用を集計する際の補助部門として「支援設備」、「全般管理」を設定している。

第一種指定設備管理部門

第一種指定電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。）に必要な資産及び費用並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定する会計単位。

第一種指定設備利用部門

電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第一種指定電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定する会計単位。

補助部門

支援設備

第一種指定電気通信設備が有する機能を支援するために使用される電力設備、総合監視設備及び試験受付設備等に関連する資産及び費用を整理する補助部門。

全般管理

営業所等における共通的作業及び本社等管理部門における活動に関連する資産及び費用を整理する補助部門。

6 用語解説

第一種指定電気通信設備

電気通信事業者（以下「事業者」という。）が設置する加入者回線（その一端が利用者の電気通信設備と接続される伝送路設備であって、64キロビット毎秒の伝送速度を単位として換算して計算される電気通信回線。）のうち、都道府県を単位とした区域内（以下「単位指定区域」という。）において同一の事業者が過半数を超える割合で設置しているもの（以下「固定端末系伝送路設備」という。）、及びこれと一体として設置するものであって総務省令（電気通信事業法施行規則（昭和60年4月1日郵政省令第25号））で規定し、告示（電気通信事業法第33条第1項及び電気通信事業法施行規則第23条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成13年4月6日総務省告示第243号））で指定された次の電気通信設備。

- ・ 固定端末系伝送路設備（加入者側終端装置、第一種指定市内交換局に設置される主配線盤、加入者系半固定パス伝送装置、光信号用の屋内配線設備（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限る。）及び加入者線終端装置を含む。）
- ・ ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備への振り分け機能を有すること又は当該機能を有するルータと相互に対向すること）
- ・ デジタル加入者回線アクセス多重化装置（国際電気通信連合電気通信標準化部門勧告 G.992.1 Annex C 又は G.992.2 Annex C に準拠する伝送方式によるものに限る。）又はデジタル加入者回線信号分離装置（接続を請求する電気通信事業者が同種の設備を設置することができない場所に設置されていること）
- ・ 第一種指定市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
- ・ 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
- ・ SIPサーバ
- ・ 電気通信番号の案内に用いられる番号案内データベース
- ・ 公衆電話機及びこれに付随する設備
- ・ 電気通信番号の案内に用いられる交換機（上記に記載した設備を除く。）、案内台装置及び伝送路設備（上記に記載した設備を除く。）
- ・ 他の電気通信事業者の電気通信設備と上記の電気通信設備との間に設置される伝送路設備（上記に記載した設備を除く。）

設備区分

第一種指定設備管理部門又は第一種指定設備利用部門のそれぞれに帰属させた電気通信設備を、接続会計規則別表第一勘定科目表資産の項（建物から建設仮勘定までの各項を除く。）を基礎として階梯別又は用途別に分けた会計単位の細区分。

階梯

電気通信ネットワークの構成設備を機能及び用途に応じて細分化した区分。接続会計においては次の通り第一種指定電気通信設備を階梯別に区分しており、これらは設備区分と一致している。

- 一般第一種指定設備
 - 一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。）
 - 一般第一種指定中継ルータ
 - SIPサーバ
 - ゲートウェイルータ
 - メディアゲートウェイ
 - 一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものを除く。）
 - 網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの）
 - 網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）
 - 収容イーサネットスイッチ
 - 中継イーサネットスイッチ
 - ゲートウェイスイッチ
 - 伝送路
 - 音声利用IP通信網設備
- 特別第一種指定設備
 - 端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）
 - 主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）
 - 端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）
 - 主配線盤（光信号の伝送に係るもの）
 - 公衆電話設備
 - 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
 - 端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもののうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの）
 - 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
 - 端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）
 - 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
 - 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
 - 端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）
 - 中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）
 - 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）
 - 中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）

- 信号網設備
- 番号案内データベース及び番号案内設備
- 折返し通信路設定機能に係る設備
- 専用加入者線装置モジュール
- 専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの
- 専用線ノード装置
- 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
- 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路

直課

設備区分等に費用を直接に帰属させること（ネットワークを効率的に使用するために伝送路等を複数の階梯・役務で共用している場合、主要設備に直課された費用を6.4 kbps 換算による回線数比等によって各設備区分に帰属させる場合を含む。）。

活動基準帰属

占有面積比、故障件数比など費用との因果性について相当の合理性を有する基準により、設備区分等へ費用を帰属させること（費用が対応する設備区分等の範囲を、当該基準により可能な限り限定した後に、支出額比、固定資産価額比等を用いて設備区分等へ費用を帰属させる場合を含む。）。

配賦

費用との直接の因果性を見出すことが困難なものについて、直課又は活動基準帰属の方法によらず、支出額比、固定資産価額比等を直接用いて、設備区分等へ費用を帰属させること。

7 その他

(1) 情報通信審議会答申（平成14年1月31日）における「NTT東日本・西日本の接続約款変更の認可申請に対する意見等及びそれに対する考え方（工事費・手続費に係る収入・費用を第一種指定設備利用部門の内訳として明らかにすべき）」に基づく措置については以下の通りである。

工事費・手続費に係る収入・費用

(単位：百万円)

	工事費		手続費	
	他事業者	利用者	他事業者	利用者
役務収入	2, 9 5 2	1 1, 6 9 1	5 9 4	2, 2 7 7
営業費用	2, 9 5 2	1 5, 1 9 9	5 9 4	2, 5 3 3

(注) 接続会計財務諸表「損益計算書（様式第1）」の第一種指定設備利用部門に含まれている内訳であり、接続約款に規定している工事費・手続費のうち、他事業者と利用者に同様に発生する工事費・手続費を記載している。なお、利用者の収入については各サービス約款に基づき直接利用者にご負担いただいている工事費・手続費収入である。

(2) 情報通信審議会答申（平成13年11月16日）における「電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見等及びその考え方（市内線路保全費等の費用の配賦に使用したデータについて公表すべきである。）」に基づく措置については以下の通りである。

「メタル（端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）」と「光ファイバ（端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）」^(注1)に係る費用の帰属に使用したデータ^(注2)の比率

(単位：%)

費用の帰属に使用したデータの種類	主な対象設備	比率	
		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）
総芯線長 ケーブル長 故障修理稼働時間	ケーブル	72.4	27.6
契約者数	電柱・地中設備	46.9	53.1

(注1) 「光ファイバ（端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）」は、光ファイバ設備のみを利用してサービスを提供するものを対象としている。

(注2) 記載しているデータの比率は端末系伝送路に係る減価償却費、固定資産除却費及び施設保全費の帰属に使用しており、他の費用の項目については第一種指定電気通信設備接続会計規則別表第二等に基づく基準により帰属している。

- (3) 「DSL回線管理運営費に関して講ずべき措置等について（平成16年3月10日 総基料57号）・（6）透明性確保のため、接続事業者が負担するコロケーション費用について土地・建物、電気料、電力設備使用料等に区分して記載すること。」に基づく措置については以下の通りである。

「接続事業者が負担するコロケーション費用」に係る収入額の内訳

(単位：百万円)

区 分	収 入 額 (注)
土地・建物	3, 8 2 7
電気料	1 0, 3 0 5
電力設備使用料	6, 5 1 8
空調設備使用料	4, 9 4 1
その他	2, 1 4 4

(注) 接続会計財務諸表「損益計算書（様式第1）」の第一種指定設備利用部門の営業収益に含まれている内訳であり、預かり保守等契約及びコロケーション・スペース利用契約の収入額を記載している。

- (4) 情報通信審議会答申（平成19年10月26日）における「NTT東日本・NTT西日本の接続約款変更の認可申請に対する意見等及びその考え方（加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る違約金の額について明らかにすべき）」に基づく措置については以下の通りである。

「加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る違約金」

（単位：百万円）

	他事業者	利用者
加入ダークファイバ及び局内光ファイバに係る違約金	460	1,290

(注) 接続会計財務諸表「損益計算書（様式第1）」の第一種指定設備利用部門に含まれている内訳であり、接続約款に規定している違約金のうち、他事業者と利用者に同様に発生する違約金を記載している。

- (5) 第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について（要請）（平成29年4月18日 総基料第75号）における「長期増分費用と実際費用との比較・検証を行うための情報について」に基づく措置については以下の通りである。

(東西合計)

(単位：百万円)

	長期増分費用	実際費用
営業費	3	3
施設保全費	67,050	85,505
共通費・管理費	10,862	15,039
試験研究費	5,265	6,497
減価償却費	68,265	44,547
固定資産除却費	4,817	7,990
通信設備使用料	2,107	4,787
租税公課	7,079	8,186
自己資本費用等	26,695	23,421
合計	192,147	195,979

- (注1) 実際費用は2017年度年間の需要に対する費用であり、長期増分費用は2016年度下期から2017年度上期の需要に対する費用である。
- (注2) 長期増分費用及び実際費用は、端末系交換機能（携帯・自動車電話事業者特殊精算機能、信号制御交換機能、優先接続機能及び番号ポータビリティ機能を除く。）、市内伝送機能、中継系交換機能、中継伝送機能（光信号中継伝送機能を除く。）、信号伝送機能に係る費用である。
- (注3) 実際費用について、接続会計上の費用を長期増分費用モデルの費用区分に準じ、以下のとおり整理している。
- ①共通費・管理費のうち、建物関係費用については、施設保全費に整理している。
 - ②租税公課のうち、固定資産税と道路占用料を除く費用については、共通費・管理費に整理している。
 - ③固定資産除却費のうち、除却損については、減価償却費に整理している。
- (注4) 自己資本費用等には他人資本費用及び利益対応税を含む。
- (注5) 実際費用の自己資本費用等は、2017年度の実績原価方式の接続料算定（東西計）に用いた比率を用いて算定している。

(6) 第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について(要請)(平成29年4月18日 総基料第75号)における「子会社との取引について」に基づく措置については以下の通りである。

(単位：百万円)

区分		金額	摘要
営業取引高	支払額	(株) NTT東日本-南関東	159,470
		(株) エヌ・ティ・ティ エムイー	61,100
		(株) NTT東日本-関信越	44,548
		(株) NTT東日本サービス	40,189
		(株) NTT東日本-東北	33,536
		(株) NTT東日本-北海道	20,342
		テルウェル東日本 (株)	16,359
		NTTカンパニー (株) 他14社	33,896
計		409,442	